

報道資料

MIC Ministry of Internal Affairs
and Communications

令和8年2月5日

今後のBS及び東経110度CSに係る 衛星放送インフラのあり方等に関する意見募集

総務省は、2029年度（令和11年度）後半の打上げを目標としている新規衛星の免許方針などを含む今後のBS及び東経110度CSに係る衛星放送分野の政策検討に資するため、令和8年2月5日（木）から同年2月27日（金）までの間、衛星放送業に携わる者及び衛星放送業への参入を検討している者を対象に、衛星放送インフラのあり方等に関する意見募集を行います。

1 背景

総務省は、令和5年11月から「デジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会 衛星放送ワーキンググループ」を開催し、衛星放送に係るインフラコストの低減や右旋帯域の有効利用等について検討を進め、令和6年10月に「デジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会 衛星放送ワーキンググループ 取りまとめ」を行い、同年12月に「デジタル時代における放送の将来像と制度の在り方に関する取りまとめ（第3次）」として公表しました。同とりまとめにおいては、例えば、BS放送とCS放送の新規衛星について2029年度（令和11年度）後半に共同衛星として打ち上げることが目標とされるとともに、その管制のあり方について更に検討を進めることや、BS放送の新規衛星に係る免許について2026年（令和8年）中を目処に公募を開始するために必要な手続きを進めることとされたところです。

こうした考え方を踏まえつつ、今般、総務省では、2029年度後半の打上げを目標としている新規衛星に係る免許方針等を含む今後のBS及び東経110度CSに係る衛星放送分野の政策検討に資するため、衛星放送インフラのあり方等に関する意見募集を行います。

2 意見募集の概要

(1) 対象者

現在衛星放送業に携わる者又は衛星放送業への参入を検討している者

(2) 意見募集項目

BS及び東経110度CSについての①衛星放送インフラのあり方、②衛星放送に関する制度や取組等

3 意見募集要綱

(1) 意見募集要綱：別紙1

(2) 意見提出様式：別紙2

4 意見募集の期間

令和8年2月5日（木）から令和8年2月27日（金）まで（必着）

5 今後の予定

本意見募集の意見を踏まえ、必要な制度整備等を進める予定です。

<参考>

- デジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会 衛星放送ワーキンググループ
https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/kenkyu/digital_hososeido/index05.html

- デジタル時代における放送の将来像と制度の在り方に関する取りまとめ（第3次）
https://www.soumu.go.jp/main_content/000981858.pdf
- 衛星放送ワーキンググループ 取りまとめ概要
https://www.soumu.go.jp/main_content/000967261.pdf

連絡先：情報流通行政局放送業務課
担当：中村課長補佐、黒川主査、真塚官
住所：〒100-8926
東京都千代田区霞が関2-1-2
電話：03-5253-5799

意見募集要綱

今後のBS及び東経110度CSにかかる衛星放送インフラのあり方等について意見提出される方は、下記により提出してください。

1 意見募集対象

意見募集にあたって、以下の項目（1）及び（2）を募集対象とします。

（1）衛星放送インフラのあり方

2029年度（令和11年度）後半の打上げを目指としている新規衛星を含むBS及び東経110度CSに係る衛星放送インフラ（放送衛星及び地上施設）に関し、以下に掲げる項目についての意見を募集します。

- ・衛星放送インフラの調達・整備等に関して留意すべきであると考える事項
- ・インフラコストに係る透明性の確保に資するため、衛星放送インフラを提供する事業者が基幹放送事業者に対して提供すべきであると考える情報に関する事項
- ・衛星放送インフラのコスト低減化のために留意すべきであると考える事項
- ・衛星放送インフラの安定的な運用のために留意すべきであると考える事項
- ・衛星放送の普及のために衛星放送インフラの提供事業者が留意すべきであると考える事項

（2）衛星放送に関する制度や取組等

（1）の他に、以下に掲げる項目についての意見を募集します。

- ・衛星放送に係る制度や衛星放送インフラの活用のあり方に関する事項
- ・その他今後の衛星放送のあり方に関する事項

2 意見の提出方法・提出先

意見書（別紙様式）に氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）、並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を明記の上、意見提出期限までに提出してください。

なお、提出意見は必ず日本語で記入してください。

（1）電子メールを利用する場合

電子メールアドレス : eisei-housou_atmark_soumu.go.jp

総務省 情報流通常行政局 放送業務課 宛て

※スパムメール防止のため@を「_atmark_」としております。送信の際には恐れ入りますが、@に修正の上、お送りいただきますようお願いします。

※意見の提出を装ってウイルスメールが送付される事案を防ぐため、(1) のe-Go を極力御利用いただきますよう、御協力の程よろしくお願ひいたします。

※メールに直接意見を書き込んでいただきますようお願いします。添付ファイルを送付する場合、ファイル形式は、テキストファイル、マイクロソフト社Wordファイル、ジャストシステム社一太郎ファイルにより提出してください（他のファイル形式とする場合は、担当までお問合せください。）。

※電子メールアドレスの受取可能最大容量は、メール本文等を含めて10MBとなっています。

（2）郵送する場合

〒100-8926 東京都千代田区霞が関 2-1-2

総務省 情報流通行政局 放送業務課 宛て

別途、意見の内容を保存した光ディスクを添えて提出いただくようお願いする場合があります。その場合の条件は次のとおりです。

○ディスクの種類：CD-R、CD-RW、DVD-R又はDVD-RW

○ファイル形式：テキストファイル、マイクロソフト社Wordファイル又はジャストシステム社一太郎ファイル（他のファイル形式とする場合には、事前に担当者までお問い合わせください。）

○ディスクには、提出者の氏名、提出日、ファイル名を記載してください。

なお、送付いただいたディスクについては、返却できませんのであらかじめ御了承ください。

4 意見提出期間

令和8年2月5日（木）から令和8年2月27日（金）まで（必着）

※郵送については、締切日の消印まで有効とします。

5 留意事項

- ・意見が1000字を超える場合、その内容の要旨を添付してください。
- ・御記入いただいた氏名（法人又は団体にあっては、その名称並びに代表者及び連絡担当者の氏名）、住所（所在地）、電話番号、電子メールアドレスは、提出意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のために利用します。
- ・なお、提出された意見とともに、意見提出者名（法人又は団体にあってはその名称及び代表者の氏名に限り、個人で意見提出された方の氏名は含みません。）を公表する場合があります。法人又は団体にあっては、その名称及び代表者の氏名について、匿名を希望される場合には、その旨を記入してください（連絡担当者の氏名は公表しません。）。
- ・意見に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ御了承ください。

- ・意見提出期間の終了後に提出された意見、意見募集対象である項目以外についての意見については、提出意見として取り扱わないことがありますので、あらかじめ御了承ください。
- ・提出された意見は、必要に応じ整理・要約したものを公示することがあります。
- ・提出された意見を公示又は公にすることにより第三者の利益を害するおそれがあるとき、その他正当な理由があるときは、提出意見の全部又は一部を除いて公示又は公にすることがありますので、あらかじめ御了承ください。

6 連絡先窓口

総務省情報流通行政局放送業務課

電話 : 03-5253-5799

電子メールアドレス : eisei-housou_atmark_soumu.go.jp

※迷惑メール防止のため、@を「_atmark_」と表示しています。

メールをお送りになる際には、「_atmark_」を@に直してください。

今後のBS及び東経110度CSに係る衛星放送インフラのあり方等に関する意見提出様式

令和 8年 月 日

組織名	
対象者の区分	<input type="checkbox"/> 現在衛星放送業に携わる者 <input type="checkbox"/> 衛星放送業への参入を検討している者
代表者氏名	
住所	
担当者氏名	
電話	
FAX	
e-Mail	

項目	ご意見
衛星放送インフラのあり方 <input type="checkbox"/>	※1 衛星放送インフラについての意見提出に当たっては、対応を必要とするべきと考える事項、対応を必要とするべき理由、具体的な対応方法を記載してください。 ※2 衛星放送に関する制度に関する意見提出に当たっては、対象となる法令名及び対象規定（新規の場合は「新規」）、改正案（新規の場合は制定案）及び制度的対応を必要とする理由を記載してください。また、衛星放送インフラの活用のあり方又はその他今後の衛星放送のあり方を記載する場合は、あるべきと考える内容及びあるべきと考える理由等を記載してください。
衛星放送に関する制度や取組等 <input type="checkbox"/>	

- ・衛星放送ワーキンググループ（主査：伊東 晋 東京理科大学名誉教授）は令和5年11月から令和6年9月まで12回の会合を開催。
- ・ワーキンググループにおいては、衛星放送に係るインフラコストの低減、地上波代替における衛星放送の活用等5つの検討項目について議論・検討を実施したところ、これまでの議論・検討等の結果及び今後の方針等の概要は以下のとおり。

衛星放送に係るインフラコストの低減

i) 衛星の調達費用	衛星の調達費用の低減を図るため、ハード事業者が衛星を共同で調達・打上げを行う。
ii) 共同衛星に搭載する中継器数	新たな衛星については、将来的な需要等により、放送用の左旋の中継器を搭載しない。
iii) 共同衛星の打上げ時期	B S放送とC S放送の新規衛星について、2029年度後半に共同衛星として打ち上げることを目標とする。
iv) 共同衛星の管制の在り方	共同衛星の管制・運営の在り方について更に検討を進め、衛星放送におけるインフラコストの低減と安定的な運用の両立を実現する。

◎ 総務省においては、目標時期までの共同衛星の打上げを見据え、B S放送の新規衛星に係る免許について、2026年中を目処に公募を開始するため必要な手続を進めることとし、免許方針の検討や制度整備等に取り組む。

地上波代替における衛星放送の活用	災害発生時における衛星放送の活用	右旋帯域の有効利用	衛星基幹放送の認定における通販番組の扱い
◎ 番組の画質・音質、気象耐性その他の技術的課題や視聴者負担の受容性等について検証・整理等を行い、また、視聴者管理の在り方や扱い手、費用負担等に関する調査を実施。 ◎ 放送の実施体制や放送対象地域、受信環境整備等に係る適時適切な支援策等については、引き続き検討。	◎ 災害発生時に衛星放送を行うための周波数帯域、実施主体、災害時に必要となる情報（放送番組の内容）等に関する調査やシミュレーション等を実施。 ◎ 衛星放送を活用した情報提供について、大規模災害も念頭に、実行に移す場合の枠組みや行政の関与の在り方等の様々な課題や必要な対応等については、引き続き検討。	◎ 衛星放送においてH E V C方式による2K放送を行う際に必要となる周波数帯域幅等の具体案を検討し制度整備を実施。 ◎ 将来的な制度の運用、放送事業者における新しい設備等の導入、対応した受信機の普及等については、関係者が連携し、引き続き検討。	◎ 次期の衛星基幹放送の認定を念頭に、衛星放送における多様性の確保及び視聴者・消費者への配慮を踏まえた制度検討を実施。 ◎ 視聴者・消費者への配慮について、実効性のある取組が講じられるよう、衛星放送に係る業界団体をはじめとする関係者が連携し、放送事業者の自主的な取組を強化するための仕組みづくりを促進。